⑶　受信契約の種別	⑶　受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別
⑷　受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所	⑷　受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
⑸　事業所等世帯以外において受信機を設置した場合はその設置場所、受信することのできる放送の種類および受信機の数	⑸　受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
⑹　事業所等世帯以外においてＮＨＫの配信の受信を開始した場合は通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数	（新設）
２　受信契約者が受信機を設置しもしくはこれを廃止することまたはＮＨＫの配信の受信を開始しもしくはこれを終了（ＮＨＫの配信を以後、視聴または閲覧しなくなることをいう。第５条および第９条において同じ。）すること等により、受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の受信契約の種別を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、受信契約の種別の変更が、第５条第３項第１号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、受信契約書の提出の期限は、その変更にかかる受信機の設置の月の翌々月の末日またはＮＨＫの配信の受信開始の月の翌々月の末日までとする。	２　放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第５条第３項第１号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。
３　第１項または第２項の受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第１項または第２項に規定する事項を届け出るものとする。	３　第１項または第２項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第１項または第２項に規定する事項を届け出るものとする。
４　前項による受信契約書の提出があった場合、ＮＨＫは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。	４　前項による放送受信契約書の提出があった場合、ＮＨＫは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。
５　受信機を設置した者またはＮＨＫの配信の受信を開始した者は、第１項から第３項までの受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。	５　受信機を設置した者は、第１項から第３項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

（受信契約またはその種別の変更契約の成立時期） 第４条　受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者またはＮＨＫの配信の受信開始者とＮＨＫの双方の意思表示の合致の日に成立する。	（放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期） 第４条　放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とＮＨＫの双方の意思表示の合致の日に成立する。
（受信料支払いの義務） 第５条　受信契約者は、受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始により受信契約の締結を要することとなった月の翌月から、第９条第２項の規定により解約となった月の前月まで、１の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。	（放送受信料支払いの義務） 第５条　放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第９条第２項の規定により解約となった月の前月まで、１の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

種別	月　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

２　特別契約を除く受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表１に掲げる額とする。	２　特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表１に掲げる額とする。
３　受信契約の種別に変更があったときの受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。	３　放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。
⑴　地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約	⑴　地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約